

魁聖園居宅介護支援事業所

重要事項説明書

社会福祉法人 旭川やすらぎ会

§ 目 次 §

1. 事業所の概要
2. 事業所の職員体制等
3. 営業日・営業時間
4. 同一法人があわせて実施する事業
5. 居宅介護支援の申し込みサービス提供までの流れと内容等について
6. サービス利用料及び利用者負担について
7. 契約に更新、終了、解約
8. 事故発生時の対応
9. 秘密保持
10. 事業所のサービスの方針等
11. 相談窓口・苦情対応
12. 事業所経営法人の概要

魁聖園居宅介護支援事業所

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	魁聖園居宅介護支援事業所
所在地	秋田市新藤田字治郎沢52-6
提供サービス及び 介護保険事業者番号	サービス種類：居宅介護支援 事業所番号 第0570104703号
管理者及び連絡先	組谷 静香 連絡先：884-1077 FAX：836-1661
サービス提供地域	秋田市全域

2. 事業所の職員体制等

職種	従事するサービスの種類、業務	人員
管理者	居宅介護支援の管理及び介護支援専門員の兼務	1名
介護支援専門員	居宅サービス計画等の作成、実績集計	3名
主任介護支援専門員	居宅サービス計画等	1名

3. 営業日・営業時間

区分	月曜日～金曜日	土曜・日曜・祝祭日
営業時間	午前8:30～午後5:30まで	休み

* 国民の祝日に関する法律に規定する日及び12月29日から1月3日までの年末年始は、「土曜・日曜・祝祭日」の扱いとなります。ただし、緊急時は24時間対応です。

4. 同一法人があわせて実施する事業

介護保険関係

事業の種類	指定年月日	事業者番号
地域密着型通所介護	平成12年4月1日	秋田県0570104729号
短期入所生活介護	平成12年4月1日	秋田県0570104737号
介護老人福祉施設	平成12年4月1日	秋田県0570150748号

老人福祉関係施設等

施設名	設立年月日	備考
魁聖園ケアハウス	平成11年10月20日	

5. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供の流れと内容等について

(1) 居宅介護支援の利用の前に

介護サービスを受けるためには、始めに要介護状態、または要介護支援状態に該当するか、さらに介護の必要度(要介護度)の判定を受けなければなりません。それにより、その介護度に応じてサービスの給付を受けることができます。

この要介護認定の申請の代行や、サービス給付を受けるための介護サービス計画(ケアプラン)の作成等をご依頼(契約)により行うのが当居宅介護支援事業所です。事業所には介護保険法に基づき介護支援専門員(ケアマネージャー)がおり、介護サービスを利用する方の相談に応じ、自宅や施設で適切なサービスが受けられるようサービス提供事業者等との連絡調整を行います。

(2) 居宅介護支援の利用方法について

① 契約の締結

始めに、当事業者と契約を結びます。(詳しい内容については、担当の職員がご説明します。)

② 申請の代行

要介護認定のための申請が行われていない場合、申請の代行を行います。

③ 居宅サービス計画の作成

要介護認定後、介護度や本人の希望により、居宅サービス計画を作成します。そのためには秋田市に「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出しなければなりません、当事業所でも代行します。

要介護度に応じ、ご契約者やご家族のご要望により、「どんなサービス」を「どのくらい」希望するか、また、指定居宅サービス事業者を選択し、これらを組み合わせて居宅サービス計画の原案を作成します。作成は無料です。

指定居宅サービス事業者の選定の際は、複数の事業者の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることも可能です。

作成した居宅サービス計画原案をご契約者や家族に説明の後に同意をいただき、サービスを提供する事業者との調整後サービスが開始されます。

④ 居宅サービス計画の経過観察

サービスが開始された後も、居宅サービス計画の実施状況や新たに発生した解決すべき課題を把握するため、ご契約者やご家族、サービス提供事業者等との連絡を継続的に行います。

継続的な情報提供や説明を行うため記録を作成し、保管します。

⑤ 居宅サービス計画の変更等

居宅サービス計画にあるサービス内容の変更やサービス提供事業者等の変更を希望する場合は、ご連絡ください。速やかに変更します。要介護認定の変更に伴う場合も同様です。変更する場合の費用の負担はありません。

要介護認定には有効期限があり、引き続きサービスを希望する場合には継続の手続きが必要です。また、有効期間中でも容態が悪化した場合には、再認定をうけることが

できます。当事業所は、このように要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う要介護度の見直しを受けるための申請が円滑に行えるよう援助するとともに、申請の代行も行います。

(3) その他

介護支援専門員は常に「身分証明書」を携帯し、ご契約者その家族などから提示を求められた場合には、いつでもそれに応じ、身分証明書を提示します。

6. サービス利用料及び利用者負担について

要介護認定を受けられている方は、居宅介護支援（居宅サービス計画作成等）について、原則として契約者の負担はありません。

介護支援専門員が通常のサービス地域を越える地域に訪問等を必要とする場合に、その交通費等実費をご負担いただく場合があります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業実施区域を越え1 km毎に20円となります。

ご契約者の要介護度	サービス利用料金 (月額)	うち、介護保険から給 付される額 (月額)	サービス利用による自 己負担額 (月額)
要介護1、2	10,860円	10,860円	0円
要介護3、4、5	14,110円	14,110円	0円

*特定事業所加算(Ⅲ)として、月額3,230円が加算されます。

*介護職員処遇改善加算(ひと月分の総報酬単位数に2.1%乗じる)が加算されます。

*新規に居宅サービスを作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合、初回加算として月額3,000円が加算されま

す。
*病院や施設から退院・退所する際に居宅サービス計画作成する場合、退院・退所加算として、月額4,500円～9,000円が加算されます。

*病院又は診療所へ入院するにあたり、心身状況等を当該病院又は診療所へ情報提供を行った場合、入院時情報連携加算として月額2,000円～2,500円が加算されま

す。
*医師の診察を受ける際に同席し、医師等に情報提供等を行った場合、通院時情報連携加算として月額500円が加算されます。

*いずれの加算も、原則としてご契約者の自己負担はありません。

7. 契約の更新、終了、解約について

(1) 契約の期間及び更新

契約の期間は、契約を締結した日から要介護認定等有効期間満了日までとし、契約満了日の7日前までに契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されます。

(2) 契約者のご都合で契約を終了する場合

契約者は、1週間以上の予告期間があれば解約できます。この場合、解約料は不要です。

(3) 事業者のご都合で契約を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、契約を終了させていただく場合があります。その場合終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他のサービス提供事業者をご紹介いたします。

(4) 自動終了

以下の場合には双方の申し出がなくても、自動的に契約が終了します。

- ・ 契約者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 要介護認定区分が「自立」または「要支援」と認定された場合
- ・ 契約者がお亡くなりになった場合

(5) その他

事業者が契約者に対して著しい損害を与えた場合には、即座に契約を終了することができます。

契約者や家族などが事業者や事業者の職員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合は、即座に契約を終了させていただく場合があります。

8. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

9. 秘密保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た契約者及びその家族に関する情報等については、契約者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業者は、契約者及びその家族からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議において契約者及び当該家族の個人情報を取り扱うことはいたしません。

10. 事業所のサービス方針等

- (1) 事業の実施に当たっては、要介護者等の意思及び人格を尊重しサービス事業者の選定に関しては、利用者及びその家族の希望を踏まえて複数の事業者を提示するなど、常に要介護者等の立場に立った公正中立なサービスの提供に努めます。
- (2) 事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境に応じて、要介護者等の選択に基づき、関係市町村、居宅介護支援事業所及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的かつ効果的なサービスの提供に努めます。

11. 相談窓口・苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

居宅介護支援 事業所	電 話 番 号：884-1077 FAX 番 号：836-1661 管 理 者 組谷 静香 対 応 時 間 等 午前8時30分～午後5時30分 *緊急時24時間対応
---------------	--

- ・ 夜間祝日等の緊急時の連絡は特別養護老人ホーム魁聖園へ自動転送され、担当者へ連絡します。

- 公的機関においても苦情の申し出等ができます。

秋田市 介護保険課	所 在 地 : 秋田市山王一丁目1-1 電話番号 : 888-5674 FAX番号 : 888-5673 対応時間 : 午前8時30分～午後5時15分
秋田県国民健康 保険団体連合 (国 保 連)	所 在 地 : 秋田市山王四丁目2-3 2F 電話番号 : 862-6864 FAX番号 : 824-0043 対応時間 : 午前8時30分～午後5時15分

12. 事業所経営法人の概要

法 人 名	社会福祉法人 旭川やすらぎ会
法 人 所 在 地	秋田市新藤田字治郎沢52-6
電 話 番 号	018(884)1071
代 表 者 名	理事長 伊藤 博
設 立 年 月 日	平成10年9月17日
介護保険事業所	地域密着型通所介護事業所 1ヶ所 (デイサービスセンター) 短期入所生活介護事業所 1ヶ所 (ショートステイ) 居宅介護支援事業所 1ヶ所 (居宅サービス計画の作成等) 介護老人福祉施設 1ヶ所 (特別養護老人ホーム)
老 人 福 祉 施 設	魁聖園ケアハウス

「説明確認欄」

令和 年 月 日

居宅介護支援事業の提供にあたり、別紙重要事項をご説明しました。

事業者 所在地 秋田市新藤田字治郎沢52-6

事業者名 魁聖園居宅介護支援事業所

説明者 _____

居宅介護支援事業の重要事項について上記のとおり説明を受け、当該指定居宅介護支援事業所から居宅介護支援の提供を受けることについて同意しました。

契約者

住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____ ()

代理人又は立会人

住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____ ()